

上灰場自主防災規約

(名称)

第1条 この会は、上灰場地区自主防災組織（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、上灰場地区住民の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、台風、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練等への参加に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報の収集・伝達、避難、初期消火、要援護者救援等応急対策等に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事項。

(会員)

第4条 本会は上灰場地区に居住する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1ないし2名
- (3) 班長 4名
- (4) 防災委員 若干名

2 役員は、上灰場自治会役員と兼任する。ただし必要に応じ追加できるものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表すると共に会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮および他の組織との連絡調整を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 前2項以外の役員（防災委員という）は、会長の指示により本会の目的に資する活動を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会、及び役員会とし、会長が召集する。

(総会)

第8条 本会の総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、会長が発議し、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、自治会総会の開催をもって代えることができる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。
 - (3) その他、総会が特に必要と認めた事項
- (役員会)

第9条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会において審議すべき事項
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) その他、役員が必要と認めた事項
- (その他)

第10条 本会は、この規約に定めるもののほか、必要な実施事項、活動方法、または具備すべき資料、資機材などは、役員がこれを協議して別に定め、本規約を補完する。

(会費等)

第11条 本会の運営に必要な経費は、自治会予備費・自治会危機管理基金、その他をもって充てる。

附 則

この規約は、平成24年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月16日から施行する。

上灰場自主防災規約細則

1. 連絡網（連絡網は「細則」に添付する。）

- (1) 災害発生時における連絡を密にするため、役員は常に最新の連絡網を備えておくこと。
- (2) 連絡網を作成または更新した際は、その都度和木町企画総務課に届け出るものとする。
- (3) 災害発生時は、必要な事項を連絡網によって速やかに本会の役員に連絡し、本会の目的達成のために努める。

2. 活動拠点

活動拠点は災害時に拠点とする場所であるが、災害の種類や規模により拠点を選定する必要がある。よって災害発生時に会長がこれを決め、初動連絡時に通告し、ここに集合して以後の防災活動拠点とする。

3. 役員「災害時の活動内容」について

- (1) 初期消火等の応急初動対応
災害発生時の防火、消火等の初期対応に各自が努める。
- (2) 地域住民への情報伝達
各種の「情報」、「勧告」、「指示」等の情報伝達を徹底する。
- (3) 防災資機材の準備
災害発生時に必要な資機材を準備して、防災活動に備える。
- (4) 要援護者の把握と避難誘導
避難準備情報、避難勧告等の発令時、早目の避難行動に努める。
- (5) 和木町、及び消防団、消防署、ならびに警察署等との協力体制の維持に努める。
- (6) 地域住民の安否の確認に努める。

4. 平常時の防災活動の内容

- (1) 連絡網、その他必要関連資料を作成し、整備、更新すると共に、役員、および地域住民への周知をはかる。
- (2) 危険箇所の摘出と、改善のための措置（和木町への改善・補修等の依頼）
- (3) 要援護者の確認
平常時においては、要援護者名簿は会長、副会長が保持するに留め、要援護者を確認し、非常時に備える。
- (4) 和木町、民生委員等との情報交換、連携の強化に努める。
- (5) 非常時の「防災物資」の準備等の啓蒙に努める。

5. 非常時における要援護者への対応

- (1) 要援護者名簿は、災害発生時に特に援助を要する者をリストアップしたもので、会長及び副会長は災害発生時等必要な場合、この情報を本会役員に与え、防災活動に資することとする。
- (2) 要援護者名簿は、個人情報保護のため、その取り扱いについては特に注意を払い、本会の活動目的以外にこれらの情報を漏えいしてはならない。
- (3) 災害発生時に避難を要する場合、要援護者を支援し、特に早目の避難ができるように努める。
- (4) 日常から、要援護者の状況把握に留意し、災害発生時に適切な対応がとれるように努める。

6. ハザードマップ

和木町より、災害の種類に応じて、各種のハザードマップが発行されており、防災活動に活用する。

- (1) 「地震防災マップ」
- (2) 「土砂災害危険箇所マップ」
- (3) 「洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」
- (4) 「和木町避難地図」など

7. 住居の配置図

上灰場の全域を班別に4分割した家屋の配置図を作成し、本会役員に配布する。
当地域の住居の状況を把握しておき、災害発生時に活用する。

8. 災害時の「情報」、「勧告」、「指示」に対応する行動指針

	災害発生時の状況	住民に求められる行動
避難準備 (要援護者) 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始せねばならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始せねばならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
-------------	---	---

9. 役員の「防災活動への対応」について

避難勧告、避難指示が発令されている状況下、救助活動中などで、自己の身が危険であると状況判断した場合は、自身を守ることを優先すること。

10. 避難場所

災害の種類に応じて、適切な避難場所を選択し、地域住民を誘導して避難させる。
(例えば、水害時に浸水する避難所もあり、また土砂災害警戒区域にある避難所は土砂災害警戒時には使用できない。)

附 則

この細則は、平成24年3月18日から施行する。

この細則は、平成24年7月22日から施行する。(要援護者名簿取扱い変更)

自治会防災組織の活動	
に事前情報入手の努力を要する	各種情報源により、事前に情報を入手し、早めの組織対応準備をする。 災害などが予測される時は、災害対策用資機材の準備しておく。
初動対応	まず事故から身を守る。次に初期消火などの初期対応(各自)
連絡、集合	連絡網で所定の防災委員に連絡し、所定の場所に集合する。
情報の徹底	自治会の各班、各組地域内住民に対し、情報の徹底をはかる。
防災資機材の配備	必要箇所に「防災用資機材」を配備して防災活動に備える。
要援護者の確認と支援	「要援護者名簿」により安否の確認をする。(早目の避難要請、必要に応じ避難手段として役場公用車の手配をする。)
早期の避難	「避難勧告」が発令されたら、早目に避難誘導する。(特に要援護者)
緊急避難	「避難指示」が発令されたら、至急に避難させる。
避難所の確保	地区住民の為に避難所の確保と共に住民の割り振りを実施。
避難者の状況確認と対応	各避難所における、自治会住民の確認 把握(氏名・人数・状態など) 避難者の疾病・負傷などへの対応 不明者の安否確認
非常食等の確保	避難者への飲料水、非常食などの調達・確保と、配布
必要物資の調達	毛布、暖房器具、その他の必要物資を確認し、「災害対策本部」に要請する。

警察署 (110番)	・交通・道路の問題、事故・事件・治安の対応
消防署 (119番)	・火災発生時、その他の災害時救命を要する時、負傷した時

和木町 災害対策本部	
総務部	「企画総務課」が担当 (TEL: 52-2136) 「避難の指示、発表、広報」に関すること(庶務係) 「気象に関する情報収集・伝達」に関すること(庶務係) 「公用自動車管理」、「物資の調達」に関すること(財政係)
災害救助部	「保健・福祉課」が担当 (TEL: 52-2195) 「救助事務の指導・連絡」に関すること 「災害地の民生安定」に関すること 「災害応急対策」等に必要な「労務の供給」に関する事 「避難指導」に関すること 「応急医療」に関すること 「災害地における環境衛生」に関すること 「災害地における防疫」に関すること 「被害地における食品衛生」に関すること
経済対策部	「住民サービス課」が担当 (TEL: 52-2194) 「農林業用施設の防水」に関すること 「応急農林対策の総括」に関すること
文教対策部	「教育委員会」が担当 (TEL: 53-3123) 「児童生徒の避難」、「災害救助活動」に関すること(教育委員会) 「災害用主食・副食の調達確保」に関すること(同上) 「罹災児童生徒」に対する「医療給食」等に関すること
建設部	「都市建設課」が担当 (TEL: 52-2197) 「地すべり防止区域の応急対策」 「河川の応急対策」に関すること 「災害時の道路、橋梁の応急復旧」に関すること 「被害地における「飲料水」に関すること
水防部	「消防団」が担当 (TEL:) 「水防審判」および「水防緊急対策」に関すること 「河川および道路等の水防」に関すること 「企画総務課」が担当 (TEL: 52-2136) 「資材の輸送」に関すること
被害調査部	「税務課」が担当 (TEL: 52-2193)
企画財政部	「企画総務課」が担当 (TEL: 52-2136)
保健衛生部	「保健相談センター」が担当 (TEL: 52-7290) 「救護所」として指定されることがある。

和木町「例規集」第8節「災害対策」を参考にした。

災害の事前情報	情報の種類	情報源
	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報 水害(河川氾濫・高潮)情報 ラジオ テレビ インターネット ※1 インターネット(下関) 気象台(下関) 	<ul style="list-style-type: none"> 役場からの情報 ラジオ テレビ インターネット ※1 気象台(下関)

町 災害対策本部	災害発生時の広報(情報)
	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線(「防災和木町」)(町内にスピーカーで広報する) 和木町広報車(町内に巡回スピーカーで広報する) 一斉メールによる広報(登録した特定の者にメールで通知する) ケーブルテレビ(文字放送による広報) ホームページ(アイキャン和木チャンネル) 消防団による広報(消防団が巡回スピーカーカーで広報する) 電話による連絡(一般電話、又は携帯電話で連絡する) 伝令による連絡(特定の相手に人を介して直接伝達する)

※1 インターネットによる各種情報源

- ・下関気象台 <http://www.fukuoka.jma.go.jp/shimonoseki/shimo1.htm>
- ・山口県内河川情報 <http://www.yamaguchi-milit.go.jp>
- ・山口県土木防災情報システム <http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>
- ・山口県土砂災害警戒情報 <http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp>

※2 その他の連絡場所

- ・停電時の連絡：中国電力(株)岩国営業所 0120-610-762
- ・断水時の連絡：岩国市水道局(漏水・修繕 工事) 0827-22-1198 (ただし、勤務時間外受付は 0827-22-1195)
- ・「声の伝言板(安否確認)」：171 (171をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をする(有料))

緊急時連絡

緊急時又は必要時要請

情報

注意報発令
警報発令

避難勧告
避難指示

上灰場 災害時要援護者名簿

班	組	氏名	カナ氏名	性別	年令	生年月日	住所	要援護者 電話番号	備考 (状況など)
1班									
2班									
3班									
4班									

注意: この名簿は、上灰場自治会の「災害時要援護者支援」の**為だけに使用するものです。**
個人情報保護のため、他の用途に使用することは厳禁します。(災害発生時以外 取り扱い注意です。)

(町より2014/10/09受領資料の班別編集写し)